

## 角田市野球場利用許可申請書

指定管理者

かくだスポーツビレッジ運営共同企業体 殿

住 所

申請者

団体名

代表者名

使用責任者

氏 名

TEL ( )

下記のとおり利用したいので許可されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日 ( ) 午 前 後	時 ~	年 月 日 ( ) 午 前 後	時		
使用目的 (大会名等)		使用区分	入場料を徴収しない	A		
			入場料を徴収する 最高入場料 円	B		
使用施設	区分	単価(円)		使用単位	使用料	
	グラウンド	A	市内 820	時間	円	
			市外 1,230	時間	円	
		B	× 50	日	円	
	ミーティング室	市内	A 550	B 2,200	日	円
		市外	820	3,300	日	円
	本部・役員・審判室	市内	330	1,650	日	円
		市外	490	2,470	日	円
	放送設備	市内	550	2,200	日	円
		市外	550	2,200	日	円
使用設備器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他 ( )					
使用人員 (対象者)		一般・学生	高校生	中学生以下	計	
	男					
	女					
	計					
※ 使用料	使用料		減免割合		納入すべき金額	
	円		規則6-2-( )により %		円	
決裁欄					受付	
理事長	専務理事	事務局長	事務局次長	係長	係	
許 可 年 月 日 第 号						

※印欄は記入しないで下さい。

(注) 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

## 角 田 市 野 球 場 利 用 許 可 書

住 所  
.....

申 請 者 団 体 名  
.....

代表者名  
.....

使用責任者 氏 名 TEL( )  
.....

下記のとおり利用を許可します。

記

使用日時	年 月 日( ) 午 前 後 時 ~ 年 月 日( ) 午 前 後 時					
使用目的 (大会名等)	使用 区分	入場料を徴収しない <span style="float: right;">A</span>				
		入場料を徴収する 最高入場料 円 <span style="float: right;">B</span>				
使用施設	区分	単価(円)	使用単位	使用料		
	グラウンド	A	市内 820	時間	円	
			市外 1,230	時間	円	
		B	× 50	日	円	
	ミーティング室	市内	A 550	B 2,200	日	円
		市外	820	3,300	日	円
	本部・役員・審判室	市内	330	1,650	日	円
		市外	490	2,470	日	円
	放送設備	市内	550	2,200	日	円
		市外	550	2,200	日	円
使用 設備 器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他( )					
使用人員 (対象者)	一般・学生	高校生	中学生以下	計		
	男					
	女					
	計					
※ 使用料	使用料	減免割合	納入すべき金額			
	円	規則6-2-( )により %	円			
指定管理者 かくだスポーツレジャージ運営共同企業体 代表者 公益財団法人 角田市地域振興公社 理事長						
許 可 年 月 日 第 号						



※印欄は記入しないで下さい。

(注) 暴力団の利益となる使用を制限するため、使用許可等の決定にあたり、暴力団員による使用であることを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。  
許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

## 角田市野球場使用料減免申請書

角田市教育委員会教育長 殿

	住 所	
申請者	団体名	
	代表者名	
使用責任者	氏 名	
	TEL( )	

下記の理由により使用料を減免されるよう申請します。

記

使用日時	年 月 日( ) 午 前 時 ~ 年 月 日( ) 午 前 時 後					
使用目的 (大会名等)		使用区分	入場料を徴収しない	A		
			入場料を徴収する 最高入場料 円	B		
使用施設	区分	単価(円)		使用単位	使用料	
	グラウンド	A	市内	820	時間	円
			市外	1,230	時間	円
		B	×	50	日	円
	ミーティング室	市内	A 550	B 2,200	日	円
		市外	820	3,300	日	円
	本部・役員・審判室	市内	330	1,650	日	円
		市外	490	2,470	日	円
	放送設備	市内	550	2,200	日	円
		市外	550	2,200	日	円
使用 設備 器具	ベース一式・整備用具一式・ラインカー・その他( )					
申請理由	<small>(1) 市又は教育委員会が主催して使用するとき。(100%)                  (2) 市内の幼稚園、児童センター、保育所、小中学校及び高等学校が使用するとき。(100%)                  (3) 市内の社会福祉法人、社会福祉団体等が公共の目的に使用するとき。(50%)                  (4) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主催して使用するとき。(100%)                  (5) 角田市スポーツ協会又は同加盟単位協会が主催して使用するとき。(80%)                  (6) 市内の総合型地域スポーツクラブが主催して使用するとき。(80%)                  (7) 角田市スポーツ少年団本部又は同加盟単位スポーツ少年団が主管して実施する競技会、講習会等で地区大会等(県大会を除く。)に使用するとき。(80%)                  (8) 角田市スポーツ協会又は同加盟単位協会が主管して実施する競技会、講習会等で地区大会等(県大会を除く。)に使用するとき。(50%)                  (9) 公共団体又は市内の公共的団体が公共の目的に使用するとき。(50%)                  (10) その他市長が必要と認めるとき。(市長が別に定める額)</small>					
※ 使用料	使用料	減免割合		納入すべき金額		
	円	規則6-2-( )により %		円		
決裁欄					受付	
教育長	教育次長	課長	補佐	係長	係	
許可	年	月	日	第	号	